

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月30日

【計算期間】 第5期中（自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日）

【ファンド名】 ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト -
GSエマージング社債ファンド
円投資型1306 / 米ドル投資型1306 / 豪ドル投資型1306
（Nomura Offshore Series Trust -
GS Emerging Markets Corporate Bond Fund (Class Yen Hedged Units
1306 / Class US Dollar Units 1306 / Class Australian Dollar
Hedged Units 1306)）

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
（Global Funds Trust Company）

【代表者の役職氏名】 取締役 ジャンフランソワ・カプラス
（Jean-François Caprasse, Director）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
（PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - GSエマージング社債ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。ファンドは複数のクラスで構成されます。

ファンドの投資状況および円投資型1306 / 米ドル投資型1306 / 豪ドル投資型1306の運用実績は次のとおりです。

（１）【投資状況】

（資産別および地域別の投資状況）

本表は、2017年9月末日時点で運用している全クラスの資産を合計したファンドの資産を表示したものです。

（2017年9月末日現在）

資産の種類	国名 （発行地）	時価合計 （米ドル）	投資比率 （％）
固定利付債	アメリカ合衆国	25,570,386	41.86
	イギリス	2,120,947	3.47
	ケイマン諸島	1,229,568	2.01
	ルクセンブルグ	1,046,744	1.71
	ロシア連邦	1,024,863	1.68
	トルコ	966,508	1.58
	モーリシャス	568,043	0.93
	ナイジェリア	539,841	0.88
	インド	468,148	0.77
	日本	336,275	0.55
	オーストラリア	326,511	0.53
	ケニア	308,625	0.51
	小計	34,506,459	56.49
その他債券	アメリカ合衆国	8,932,640	14.62
	ベネズエラ	1,334,704	2.18
	イスラエル	1,184,108	1.94
	オランダ	602,179	0.99
	日本	523,908	0.86
	小計	12,577,539	20.59
変動利付債	アメリカ合衆国	2,727,309	4.46
	モンゴル	1,617,488	2.65
	イギリス	1,116,797	1.83
	シンガポール	406,800	0.67
	ロシア連邦	396,384	0.65
	ケイマン諸島	392,601	0.64
	日本	292,567	0.48
	小計	6,949,945	11.38
投資信託	アイルランド	2,696,660	4.41
	小計	2,696,660	4.41

資産の種類	国名 (発行地)	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
国債	アメリカ合衆国	1,136,609	1.86
	エクアドル	210,250	0.34
	小計	1,346,859	2.20
P I K 証券	ケイマン諸島	281,647	0.46
	小計	281,647	0.46
小計		58,359,110	95.53
現金、預金およびその他資産 (負債控除後)		2,730,370	4.47
合計 (純資産総額)		61,089,480 (約6,887百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、2017年9月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝112.73円および1豪ドル＝88.47円によります。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は円建、米ドル建または豪ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨、米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2017年９月末日および同日前１年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

円投資型1306

	純資産総額	１口当たり純資産価格
	円	円
2016年10月末日	142,532,057	10,489
11月末日	117,442,189	10,259
12月末日	108,664,047	10,205
2017年１月末日	110,013,372	10,332
２月末日	110,907,394	10,465
３月末日	110,333,806	10,411
４月末日	111,368,202	10,508
５月末日	112,158,374	10,583
６月末日	92,380,007	10,500
７月末日	90,827,135	10,564
８月末日	91,247,139	10,613
９月末日	89,773,426	10,627

米ドル投資型1306

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2016年10月末日	1,330,939	150,036,753	107.04	12,067
11月末日	1,277,419	144,003,444	104.63	11,795
12月末日	1,107,739	124,875,417	104.27	11,754
2017年１月末日	1,101,348	124,154,960	105.86	11,934
２月末日	1,052,068	118,599,626	107.31	12,097
３月末日	1,048,802	118,231,449	106.98	12,060
４月末日	1,060,627	119,564,482	108.18	12,195
５月末日	1,054,423	118,865,105	109.05	12,293
６月末日	1,048,384	118,184,328	108.43	12,223
７月末日	1,056,272	119,073,543	109.24	12,315
８月末日	1,062,690	119,797,044	109.91	12,390
９月末日	1,054,517	118,875,701	110.20	12,423

豪ドル投資型1306

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2016年10月末日	904,097	79,985,462	103.11	9,122
11月末日	883,841	78,193,413	100.80	8,918
12月末日	874,191	77,339,678	99.70	8,820
2017年 1 月末日	888,577	78,612,407	101.34	8,966
2 月末日	859,353	76,026,960	102.82	9,096
3 月末日	852,570	75,426,868	102.01	9,025
4 月末日	839,047	74,230,488	103.23	9,133
5 月末日	833,711	73,758,412	104.11	9,211
6 月末日	823,454	72,850,975	102.83	9,097
7 月末日	828,745	73,319,070	103.49	9,156
8 月末日	834,279	73,808,663	104.18	9,217
9 月末日	821,398	72,669,081	103.87	9,189

【分配の推移】

円投資型1306

計算期間	1口当たりの支払分配金
	円
2016年10月1日～2017年9月末日	280

米ドル投資型1306

計算期間	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
2016年10月1日～2017年9月末日	2.80	316

豪ドル投資型1306

計算期間	1口当たりの支払分配金	
	豪ドル	円
2016年10月1日～2017年9月末日	5.10	451

【収益率の推移】

円投資型1306

計算期間	収益率（注）
2016年10月1日～2017年9月末日	4.21%

米ドル投資型1306

計算期間	収益率（注）
2016年10月1日～2017年9月末日	5.82%

豪ドル投資型1306

計算期間	収益率（注）
2016年10月1日～2017年9月末日	6.02%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該計算期間最終日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該計算期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配前の額）

2【販売及び買戻しの実績】

2017年9月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2017年9月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

円投資型1306

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0	5,941	8,448
(0)	(5,941)	(8,448)

米ドル投資型1306

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0	2,865	9,569
(0)	(2,865)	(9,569)

豪ドル投資型1306

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0	860	7,908
(0)	(860)	(7,908)

（注）（ ）内の数字は本邦における販売・買戻し口数および発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2017年9月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝112.73円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

純資産計算書

2017年8月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
投資有価証券 - 時価 （取得価額：69,314,520米ドル）	2	72,187,643	8,137,713
銀行預金		4,620,581	520,878
デリバティブに係る未収証拠金		105,340	11,875
未収収益		1,121,380	126,413
現金および現金同等物に係る利息		4,326	488
資産合計		<u>78,039,270</u>	<u>8,797,367</u>
負債			
先物契約未実現損失	15	8,817	994
為替先渡取引未実現損失	14	373,074	42,057
クレジット・デフォルト・スワップ契約未実現損失	16	117,489	13,245
受益証券買戻未払金		18,400	2,074
ブローカーへの未払金		386,275	43,545
未払費用	10	516,748	58,253
負債合計		<u>1,420,803</u>	<u>160,167</u>
純資産		<u><u>76,618,467</u></u>	<u><u>8,637,200</u></u>

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
円投資型1304受益証券（円建て）	9,790	56,161	549,841,027
米ドル投資型1304受益証券（米ドル建て）	100.73	33,138	3,337,861
豪ドル投資型1304受益証券（豪ドル建て）	97.17	71,307	6,928,779
円投資型1305受益証券（円建て）	9,925	66,837	663,345,607
米ドル投資型1305受益証券（米ドル建て）	101.86	49,571	5,049,356
豪ドル投資型1305受益証券（豪ドル建て）	98.17	39,167	3,845,013
円投資型1306受益証券（円建て）	10,613	8,598	91,247,139
米ドル投資型1306受益証券（米ドル建て）	109.91	9,669	1,062,690
豪ドル投資型1306受益証券（豪ドル建て）	104.18	8,008	834,279
円投資型1307受益証券（円建て）	10,361	3,380	35,020,671
米ドル投資型1307受益証券（米ドル建て）	107.24	1,667	178,774
豪ドル投資型1307受益証券（豪ドル建て）	101.76	5,505	560,208
円投資型1308受益証券（円建て）	10,576	1,764	18,656,902
米ドル投資型1308受益証券（米ドル建て）	109.48	8,499	930,446
豪ドル投資型1308受益証券（豪ドル建て）	103.26	7,404	764,511
円投資型1309受益証券（円建て）	10,455	100	1,045,494
米ドル投資型1309受益証券（米ドル建て）	108.69	1,610	174,994
豪ドル投資型1309受益証券（豪ドル建て）	103.25	6,735	695,361
円投資型1312受益証券（円建て）	10,401	51,850	539,269,672
米ドル投資型1312受益証券（米ドル建て）	107.61	2,861	307,871
豪ドル投資型1312受益証券（豪ドル建て）	102.37	1,265	129,500
円投資型1403受益証券（円建て）	10,297	3,650	37,582,830
米ドル投資型1403受益証券（米ドル建て）	106.29	4,600	488,933
豪ドル投資型1403受益証券（豪ドル建て）	101.46	8,189	830,852
円投資型1406受益証券（円建て）	10,036	9,175	92,078,947
米ドル投資型1406受益証券（米ドル建て）	103.22	12,249	1,264,373
豪ドル投資型1406受益証券（豪ドル建て）	100.14	14,755	1,477,519
円投資型1409受益証券（円建て）	10,089	8,076	81,479,478
米ドル投資型1409受益証券（米ドル建て）	103.93	30,871	3,208,397
豪ドル投資型1409受益証券（豪ドル建て）	100.38	15,016	1,507,256
円投資型1412受益証券（円建て）	10,597	11,530	122,183,361
米ドル投資型1412受益証券（米ドル建て）	109.37	2,716	297,044
豪ドル投資型1412受益証券（豪ドル建て）	104.48	11,680	1,220,286
円投資型1503受益証券（円建て）	10,397	62,829	653,206,484
米ドル投資型1503受益証券（米ドル建て）	107.14	2,934	314,337
豪ドル投資型1503受益証券（豪ドル建て）	102.96	11,415	1,175,278
円投資型1506受益証券（円建て）	10,339	64,960	671,610,860
米ドル投資型1506受益証券（米ドル建て）	106.44	19,206	2,044,267
豪ドル投資型1506受益証券（豪ドル建て）	102.44	11,148	1,141,996
円投資型1509受益証券（円建て）	10,747	31,410	337,578,012
米ドル投資型1509受益証券（米ドル建て）	110.49	5,139	567,808
豪ドル投資型1509受益証券（豪ドル建て）	106.33	550	58,481
円投資型1512受益証券（円建て）	10,906	30,240	329,797,840
米ドル投資型1512受益証券（米ドル建て）	112.14	6,824	765,255
豪ドル投資型1512受益証券（豪ドル建て）	108.17	19,654	2,125,940

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表
2017年 8 月31日に終了した期間

円投資型1304受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	60,871
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(4,710)
期末現在発行済受益証券口数	56,161
米ドル投資型1304受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	67,700
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(34,562)
期末現在発行済受益証券口数	33,138
豪ドル投資型1304受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	73,727
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(2,420)
期末現在発行済受益証券口数	71,307
円投資型1305受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	102,687
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(35,850)
期末現在発行済受益証券口数	66,837
米ドル投資型1305受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	55,281
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(5,710)
期末現在発行済受益証券口数	49,571
豪ドル投資型1305受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	43,037
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(3,870)
期末現在発行済受益証券口数	39,167
円投資型1306受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	10,598
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(2,000)
期末現在発行済受益証券口数	8,598
米ドル投資型1306受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	9,804
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(135)
期末現在発行済受益証券口数	9,669
豪ドル投資型1306受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	8,358
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(350)
期末現在発行済受益証券口数	8,008

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表（続き）

2017年8月31日に終了した期間

円投資型1307受益証券

期首現在発行済受益証券口数	3,550
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(170)
期末現在発行済受益証券口数	3,380

米ドル投資型1307受益証券

期首現在発行済受益証券口数	2,136
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(469)
期末現在発行済受益証券口数	1,667

豪ドル投資型1307受益証券

期首現在発行済受益証券口数	5,605
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(100)
期末現在発行済受益証券口数	5,505

円投資型1308受益証券

期首現在発行済受益証券口数	1,764
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	1,764

米ドル投資型1308受益証券

期首現在発行済受益証券口数	8,499
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	8,499

豪ドル投資型1308受益証券

期首現在発行済受益証券口数	8,174
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(770)
期末現在発行済受益証券口数	7,404

円投資型1309受益証券

期首現在発行済受益証券口数	500
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(400)
期末現在発行済受益証券口数	100

米ドル投資型1309受益証券

期首現在発行済受益証券口数	1,810
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(200)
期末現在発行済受益証券口数	1,610

豪ドル投資型1309受益証券

期首現在発行済受益証券口数	6,735
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	6,735

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表（続き）

2017年8月31日に終了した期間

円投資型1312受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	55,050
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(3,200)
期末現在発行済受益証券口数	51,850
米ドル投資型1312受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	4,861
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(2,000)
期末現在発行済受益証券口数	2,861
豪ドル投資型1312受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	1,265
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	1,265
円投資型1403受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	5,100
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(1,450)
期末現在発行済受益証券口数	3,650
米ドル投資型1403受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	4,600
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	4,600
豪ドル投資型1403受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	8,733
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(544)
期末現在発行済受益証券口数	8,189
円投資型1406受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	14,825
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(5,650)
期末現在発行済受益証券口数	9,175
米ドル投資型1406受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	13,144
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(895)
期末現在発行済受益証券口数	12,249
豪ドル投資型1406受益証券	
期首現在発行済受益証券口数	15,266
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(511)
期末現在発行済受益証券口数	14,755

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表（続き）

2017年8月31日に終了した期間

円投資型1409受益証券

期首現在発行済受益証券口数	8,576
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(500)
期末現在発行済受益証券口数	8,076

米ドル投資型1409受益証券

期首現在発行済受益証券口数	31,031
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(160)
期末現在発行済受益証券口数	30,871

豪ドル投資型1409受益証券

期首現在発行済受益証券口数	15,016
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	15,016

円投資型1412受益証券

期首現在発行済受益証券口数	11,530
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	11,530

米ドル投資型1412受益証券

期首現在発行済受益証券口数	2,716
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	2,716

豪ドル投資型1412受益証券

期首現在発行済受益証券口数	11,680
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	11,680

円投資型1503受益証券

期首現在発行済受益証券口数	62,829
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	62,829

米ドル投資型1503受益証券

期首現在発行済受益証券口数	2,934
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	2,934

豪ドル投資型1503受益証券

期首現在発行済受益証券口数	11,415
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	11,415

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表（続き）

2017年8月31日に終了した期間

円投資型1506受益証券

期首現在発行済受益証券口数	67,460
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(2,500)
期末現在発行済受益証券口数	64,960

米ドル投資型1506受益証券

期首現在発行済受益証券口数	19,206
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	19,206

豪ドル投資型1506受益証券

期首現在発行済受益証券口数	17,148
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(6,000)
期末現在発行済受益証券口数	11,148

円投資型1509受益証券

期首現在発行済受益証券口数	31,510
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(100)
期末現在発行済受益証券口数	31,410

米ドル投資型1509受益証券

期首現在発行済受益証券口数	5,139
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	5,139

豪ドル投資型1509受益証券

期首現在発行済受益証券口数	550
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	550

円投資型1512受益証券

期首現在発行済受益証券口数	30,340
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(100)
期末現在発行済受益証券口数	30,240

米ドル投資型1512受益証券

期首現在発行済受益証券口数	6,890
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(66)
期末現在発行済受益証券口数	6,824

豪ドル投資型1512受益証券

期首現在発行済受益証券口数	19,924
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(270)
期末現在発行済受益証券口数	19,654

[次へ](#)

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

財務書類に対する注記

2017年8月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」という。）は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）により締結された2013年2月26日付基本信託証書によりアンブレラ・ユニット・トラストとして設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されており、英文目論見書、クラス補遺および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

ファンド

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド（以下「ファンド」という。）は、2013年2月26日付補遺信託証書により設立された。

ファンドの投資目的は、通常の市況の下において、主としてエマージング諸国の企業またはエマージング諸国の関連企業が発行する米ドル建て債券に投資することにより、長期的なキャピタル・ゲインとインカム・ゲインを実現することである。また、ファンドの資産は、エマージング諸国およびエマージング諸国関連の国債、政府機関債に投資することもできる。

ファンドは、信託証書に記載される状況に従い早期償還する場合を除いて、以下の場合に償還する。

- () 発行済みのファンドのすべてのクラスの強制買戻日の中でもっとも遅い日または受託会社が管理会社および投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとす
る。）、または
- () 払込日から3年経過後、すべてのクラスの受益証券の純資産総額の合計が30億円（または相当額）を下回った場合、
管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により決定した場合。

受益証券のクラスは、払込日以降いつでも、円投資型受益証券については10億円、米ドル投資型受益証券については10億円（または相当額）または豪ドル投資型受益証券については10億円（または相当額）を下回った場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により償還する場合がある。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および/または副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) 満期までの残存期間が60日以下の短期投資対象は、() 時価、または() 償却減価によるか、満期の61日前の日における市場価格と額面金額の差額を償却することにより、または() 時価が入手できない場合は償却減価で評価することができる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2017年8月31日現在の為替レート：

1米ドル = 1.26614 豪ドル

1米ドル = 0.84094 ユーロ

1米ドル = 110.49503 日本円

設立費

ファンドの募集に関連する費用（受託会社および管理会社に支払われる当初設立報酬を含む。）は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は3年を超えない期間で償却される。

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡取引によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現純利益は資産として、また未実現純損失は負債として純資産計算書に計上される。契約の終結時に、ファンドは契約締結時の契約価額と契約終結時の契約価額との間の差額に等しい実現損益を計上する。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約（CDSおよびCDX）は、公正価値で表示される。クレジット・デフォルト・スワップ契約が未決済の期間、未実現利益は資産として、また未実現損失は負債として純資産計算書に計上される。本評価によって生じる未実現損益の変動は、運用計算書に計上される。クレジット・デフォルト・スワップ契約で支払われた、または受領されたプレミアムは、クレジット・デフォルト・スワップ契約にかかる実現純損益の一部として発生時に運用計算書に計上される。クレジット・デフォルト・スワップ契約が終了した場合、プレミアムとクレジット・デフォルト・スワップ契約の決済から生じた手取金の差額は、クレジット・デフォルト・スワップ契約にかかる実現純損益として運用計算書に計上される。

注 3 - 受託会社報酬

受託会社は、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注 4 - 管理会社報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注 5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の以下の年率に相当する額の報酬を、ファンドの純資産総額に基づき、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

5 億米ドル以下の純資産	0.55%
5 億米ドル超10億米ドル以下の純資産	0.52%
10億米ドル超30億米ドル以下の純資産	0.49%
30億米ドル超50億米ドル以下の純資産	0.46%
50億米ドル超の純資産	0.43%

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注 6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の年率0.05%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

ファンドの投資目的、方針および制限に従った投資顧問会社から保管会社への通知による一定の為替取引の委託業務につき、保管会社は、保管会社と受託会社の間で合意されたかかる業務の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注 7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

監査確認書の発行、中間財務書類の作成またはルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計基準以外の会計基準の使用など、一定の特別な管理事務業務の実行につき、管理事務代行会社は、管理事務代行会社と受託会社の間で合意されたかかる業務の報酬をファンドの資産から受領する権利も有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注 8 - 総販売会社報酬

総販売会社は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点の円投資型および米ドル投資型受益証券については米ドル建ての平均純資産総額の年率0.65%、豪ドル投資型受益証券については米ドル建ての平均純資産総額の年率0.80%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、円投資型、米ドル投資型、豪ドル投資型それぞれについて円、米ドルおよび豪ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

注 9 - 日本における販売会社および代行協会員報酬

日本における販売会社および代行協会員は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の以下の年率に相当する額の報酬を、ファンドの純資産総額に基づき、当該四

半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

5億米ドル以下の純資産	0.40%
5億米ドル超10億米ドル以下の純資産	0.43%
10億米ドル超30億米ドル以下の純資産	0.46%
30億米ドル超50億米ドル以下の純資産	0.49%
50億米ドル超の純資産	0.52%

注10 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	107,483
日本における販売会社および代行協会員報酬	83,671
管理事務代行報酬	19,528
保管会社報酬	9,772
受託会社報酬および管理会社報酬	3,905
現金支出費	1,951
専門家報酬	35,760
総販売会社報酬	134,806
設立費	23,070
その他の費用	96,802
未払費用	<u>516,748</u>

注11 - 分配

管理会社は、分配可能なインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインを支払原資として、各受益者が保有する円投資型、米ドル投資型および豪ドル投資型受益証券の口数に応じて、投資顧問会社と協議した上で随時分配を行うことができる。管理会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上で未実現キャピタル・ゲインまたは元本を支払原資として分配を行うことができる。

管理会社は、毎年分配月の15日（以下、それぞれ「分配基準日」という。分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日）時点の受益者に対して四半期毎の分配を行うことを予定している。管理会社が投資顧問会社と協議の後、随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

分配日は以下のとおりである。

受益証券クラス	分配月	初回の分配
円投資型1304 米ドル投資型1304 豪ドル投資型1304	1月、4月、7月および10月	2013年7月
円投資型1305 米ドル投資型1305 豪ドル投資型1305	2月、5月、8月および11月	2013年8月
円投資型1306 米ドル投資型1306 豪ドル投資型1306	3月、6月、9月および12月	2013年9月
円投資型1307 米ドル投資型1307 豪ドル投資型1307	1月、4月、7月および10月	2013年10月
円投資型1308 米ドル投資型1308 豪ドル投資型1308	2月、5月、8月および11月	2013年11月
円投資型1309 米ドル投資型1309 豪ドル投資型1309	3月、6月、9月および12月	2013年12月
円投資型1312 米ドル投資型1312 豪ドル投資型1312	3月、6月、9月および12月	2014年3月
円投資型1403 米ドル投資型1403 豪ドル投資型1403	3月、6月、9月および12月	2014年6月
円投資型1406 米ドル投資型1406 豪ドル投資型1406	3月、6月、9月および12月	2014年9月
円投資型1409 米ドル投資型1409 豪ドル投資型1409	3月、6月、9月および12月	2014年12月
円投資型1412 米ドル投資型1412 豪ドル投資型1412	3月、6月、9月および12月	2015年3月
円投資型1503 米ドル投資型1503 豪ドル投資型1503	3月、6月、9月および12月	2015年6月
円投資型1506 米ドル投資型1506 豪ドル投資型1506	3月、6月、9月および12月	2015年9月
円投資型1509 米ドル投資型1509 豪ドル投資型1509	3月、6月、9月および12月	2015年12月
円投資型1512 米ドル投資型1512 豪ドル投資型1512	3月、6月、9月および12月	2016年3月

分配は、分配基準日において登録簿に名前が登録されている受益者に対して行われる。

分配は、円貨（円投資型受益証券）、米ドル貨（米ドル投資型受益証券）および豪ドル貨（豪ドル投資型受益証券）で受益者へ支払われる。

2017年8月31日に終了した期間に、ファンドは総額1,200,166米ドルの分配を行った。

注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注13 - 購入および買戻し

当初募集

すべてのクラスの全受益証券の各当初募集期間（以下「当初募集期間」という。）は、以下のとおりであった。

受益証券	募集期間	払込日
円投資型1304 米ドル投資型1304 豪ドル投資型1304	2013年4月3日から2013年4月24日まで	2013年4月24日
円投資型1305 米ドル投資型1305 豪ドル投資型1305	2013年5月8日から2013年5月30日まで	2013年5月30日
円投資型1306 米ドル投資型1306 豪ドル投資型1306	2013年6月5日から2013年6月27日まで	2013年6月27日
円投資型1307 米ドル投資型1307 豪ドル投資型1307	2013年7月8日から2013年7月30日まで	2013年7月30日
円投資型1308 米ドル投資型1308 豪ドル投資型1308	2013年8月7日から2013年8月29日まで	2013年8月29日
円投資型1309 米ドル投資型1309 豪ドル投資型1309	2013年9月2日から2013年9月27日まで	2013年9月27日
円投資型1312 米ドル投資型1312 豪ドル投資型1312	2013年12月2日から2013年12月20日まで	2013年12月20日
円投資型1403 米ドル投資型1403 豪ドル投資型1403	2014年3月3日から2014年3月28日まで	2014年3月28日
円投資型1406 米ドル投資型1406 豪ドル投資型1406	2014年6月2日から2014年6月27日まで	2014年6月27日
円投資型1409 米ドル投資型1409 豪ドル投資型1409	2014年9月1日から2014年9月29日まで	2014年9月29日
円投資型1412 米ドル投資型1412 豪ドル投資型1412	2014年12月1日から2014年12月19日まで	2014年12月19日
円投資型1503 米ドル投資型1503 豪ドル投資型1503	2015年3月2日から2015年3月27日まで	2015年3月27日
円投資型1506 米ドル投資型1506 豪ドル投資型1506	2015年6月1日から2015年6月29日まで	2015年6月29日
円投資型1509 米ドル投資型1509 豪ドル投資型1509	2015年9月1日から2015年9月29日まで	2015年9月29日
円投資型1512 米ドル投資型1512 豪ドル投資型1512	2015年12月1日から2015年12月22日まで	2015年12月22日

当該期間中に募集された各クラス受益証券の当初発行価格は、円投資型については1口当たり10,000円、米ドル投資型については1口当たり100米ドル、豪ドル投資型については1口当たり100豪ドルであった。

1 購入申込当たりの最低投資口数は1口で、追加購入は1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する額または口数とする。ただし、受益証券は整数でのみ発行される。

受益証券の購入申込書は、当初募集期間の最終日の正午（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社によって受領されなければならない。支払は、円投資型は円貨、米ドル投資型は米ドル貨、豪ドル投資型は豪ドル貨で行われるものとし、払込日に受領されなければならない。

受益証券の買戻し

ファンド証券は、払込日以降、ファンド営業日において受益者の選択により買い戻される。受益者は、ファンド証券を買い戻すよう管理会社に請求する買戻通知を送付することができる。受益証券の買戻しの申込みは1口以上1口単位とする。買戻通知は、申込みを行うファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定することができるその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻通知が受領されたファンド営業日時点における受益証券1口当たり純資産価格とする。

円投資型、米ドル投資型および豪ドル投資型のファンド証券は、存続期間が決まっており、満期日（ファンド営業日でない場合はその直前のファンド営業日）において、その日付のファンド証券1口当たり純資産価格で強制的に買い戻される。

受益証券クラス	満期日
円投資型1304、米ドル投資型1304、豪ドル投資型1304	2020年10月15日
円投資型1305、米ドル投資型1305、豪ドル投資型1305	2020年11月13日
円投資型1306、米ドル投資型1306、豪ドル投資型1306	2020年12月15日
円投資型1307、米ドル投資型1307、豪ドル投資型1307	2021年1月15日
円投資型1308、米ドル投資型1308、豪ドル投資型1308	2021年2月15日
円投資型1309、米ドル投資型1309、豪ドル投資型1309	2021年3月15日
円投資型1312、米ドル投資型1312、豪ドル投資型1312	2021年6月15日
円投資型1403、米ドル投資型1403、豪ドル投資型1403	2021年9月15日
円投資型1406、米ドル投資型1406、豪ドル投資型1406	2021年12月15日
円投資型1409、米ドル投資型1409、豪ドル投資型1409	2022年3月15日
円投資型1412、米ドル投資型1412、豪ドル投資型1412	2022年6月15日
円投資型1503、米ドル投資型1503、豪ドル投資型1503	2022年9月15日
円投資型1506、米ドル投資型1506、豪ドル投資型1506	2022年12月15日
円投資型1509、米ドル投資型1509、豪ドル投資型1509	2023年3月15日
円投資型1512、米ドル投資型1512、豪ドル投資型1512	2023年6月15日

円投資型、米ドル投資型および豪ドル投資型のファンド証券の買戻しには、それが任意的に行われる場合であれ強制的に行われる場合であれ、以下の料率の買戻手数料が課せられ、当該買戻手数料は総販売会社に対して支払われる。

円投資型1304、米ドル投資型1304、豪ドル投資型1304	円投資型1305、米ドル投資型1305、豪ドル投資型1305	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2014年4月23日まで	2014年5月29日まで	3.00%
2014年4月24日から2015年4月23日まで	2014年5月30日から2015年5月29日まで	2.50%
2015年4月24日から2016年4月23日まで	2015年5月30日から2016年5月29日まで	2.00%
2016年4月24日から2017年4月23日まで	2016年5月30日から2017年5月29日まで	1.50%
2017年4月24日から2018年4月23日まで	2017年5月30日から2018年5月29日まで	1.00%
2018年4月24日から2019年4月23日まで	2018年5月30日から2019年5月29日まで	0.50%
2019年4月24日以降	2019年5月30日以降	0%

円投資型1306、米ドル投資型1306、豪ドル投資型1306	円投資型1307、米ドル投資型1307、豪ドル投資型1307	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2014年6月26日まで	2014年7月29日まで	3.00%
2014年6月27日から2015年6月26日まで	2014年7月30日から2015年7月29日まで	2.50%
2015年6月27日から2016年6月26日まで	2015年7月30日から2016年7月29日まで	2.00%
2016年6月27日から2017年6月26日まで	2016年7月30日から2017年7月29日まで	1.50%
2017年6月27日から2018年6月26日まで	2017年7月30日から2018年7月29日まで	1.00%
2018年6月27日から2019年6月26日まで	2018年7月30日から2019年7月29日まで	0.50%
2019年6月27日以降	2019年7月30日以降	0%

円投資型1308、米ドル投資型1308、豪ドル投資型1308	円投資型1309、米ドル投資型1309、豪ドル投資型1309	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2014年8月28日まで	2014年9月26日まで	3.00%
2014年8月29日から2015年8月28日まで	2014年9月27日から2015年9月26日まで	2.50%
2015年8月29日から2016年8月28日まで	2015年9月27日から2016年9月26日まで	2.00%
2016年8月29日から2017年8月28日まで	2016年9月27日から2017年9月26日まで	1.50%
2017年8月29日から2018年8月28日まで	2017年9月27日から2018年9月26日まで	1.00%
2018年8月29日から2019年8月28日まで	2018年9月27日から2019年9月26日まで	0.50%
2019年8月29日以降	2019年9月27日以降	0%

円投資型1312、米ドル投資型1312、豪ドル投資型1312	円投資型1403、米ドル投資型1403、豪ドル投資型1403	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2014年12月19日まで	2015年3月27日まで	3.00%
2014年12月20日から2015年12月19日まで	2015年3月28日から2016年3月27日まで	2.50%
2015年12月20日から2016年12月19日まで	2016年3月28日から2017年3月27日まで	2.00%
2016年12月20日から2017年12月19日まで	2017年3月28日から2018年3月27日まで	1.50%
2017年12月20日から2018年12月19日まで	2018年3月28日から2019年3月27日まで	1.00%
2018年12月20日から2019年12月19日まで	2019年3月28日から2020年3月27日まで	0.50%
2019年12月20日以降	2020年3月28日以降	0%

円投資型1406、米ドル投資型1406、豪ドル投資型1406	円投資型1409、米ドル投資型1409、豪ドル投資型1409	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2015年6月26日まで	2015年9月28日まで	3.00%
2015年6月27日から2016年6月26日まで	2015年9月29日から2016年9月28日まで	2.50%
2016年6月27日から2017年6月26日まで	2016年9月29日から2017年9月28日まで	2.00%
2017年6月27日から2018年6月26日まで	2017年9月29日から2018年9月28日まで	1.50%
2018年6月27日から2019年6月26日まで	2018年9月29日から2019年9月28日まで	1.00%
2019年6月27日から2020年6月26日まで	2019年9月29日から2020年9月28日まで	0.50%
2020年6月27日以降	2020年9月29日以降	0%

円投資型1412、米ドル投資型1412、豪ドル投資型1412	円投資型1503、米ドル投資型1503、豪ドル投資型1503	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2015年12月18日まで	2016年3月26日まで	3.00%
2015年12月19日から2016年12月18日まで	2016年3月27日から2017年3月26日まで	2.50%
2016年12月19日から2017年12月18日まで	2017年3月27日から2018年3月26日まで	2.00%
2017年12月19日から2018年12月18日まで	2018年3月27日から2019年3月26日まで	1.50%
2018年12月19日から2019年12月18日まで	2019年3月27日から2020年3月26日まで	1.00%
2019年12月19日から2020年12月18日まで	2020年3月27日から2021年3月26日まで	0.50%
2020年12月19日以降	2021年3月27日以降	0%

円投資型1506、米ドル投資型1506、 豪ドル投資型1506	円投資型1509、米ドル投資型1509、 豪ドル投資型1509	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2016年6月28日まで	2016年9月28日まで	3.00%
2016年6月29日から2017年6月28日まで	2016年9月29日から2017年9月28日まで	2.50%
2017年6月29日から2018年6月28日まで	2017年9月29日から2018年9月28日まで	2.00%
2018年6月29日から2019年6月28日まで	2018年9月29日から2019年9月28日まで	1.50%
2019年6月29日から2020年6月28日まで	2019年9月29日から2020年9月28日まで	1.00%
2020年6月29日から2021年6月28日まで	2020年9月29日から2021年9月28日まで	0.50%
2021年6月29日以降	2021年9月29日以降	0%

円投資型1512、米ドル投資型1512、 豪ドル投資型1512	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2016年12月21日まで	3.00%
2016年12月22日から2017年12月21日まで	2.50%
2017年12月22日から2018年12月21日まで	2.00%
2018年12月22日から2019年12月21日まで	1.50%
2019年12月22日から2020年12月21日まで	1.00%
2020年12月22日から2021年12月21日まで	0.50%
2021年12月22日以降	0%

受益証券のクラスが早期償還されるもしくは強制的に買い戻された場合またはファンドが早期償還された場合にも同じ料率の買戻手数料が課され、当該買戻手数料は総販売会社に対して支払われる。日本における販売会社は、日本におけるファンドの独占的な販売会社であり、前払いの販売手数料に等しい当初の報酬を総販売会社より受領する。買戻手数料および総販売会社報酬は総販売会社に対して支払われ、そのすべてまたは一部が、（前払いの販売手数料に代わる当初の報酬などの）日本における販売会社への報酬の支払に関する費用を含む、ファンド証券の募集に関する総販売会社によるファンドへの業務提供に関する費用を賄うために用いられる。

ファンド証券の買戻しに関する送金は、円投資型については円建て、米ドル投資型については米ドル建て、および、豪ドル投資型については豪ドル建ての電信送金により、申込みを行ったファンド営業日から4ファンド営業日以内および/または管理会社が受託会社と協議の上随時決定することができるその他の日、または（豪ドル投資型に関しては）4ファンド営業日目メルボルンの銀行の営業日でない場合はメルボルンの銀行が営業を行う翌ファンド営業日までに行われるものとする。

管理会社は、受託会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができる。

注14 - 為替先渡取引

2017年8月31日現在で、ファンドが保有している未決済の為替先渡取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益（損失） （米ドル）
豪ドル	22,342,779	米ドル	17,599,362	2017年9月29日	40,959
日本円	4,172,270,859	米ドル	38,231,321	2017年9月29日	(418,652)
米ドル	231,276	日本円	25,233,140	2017年9月29日	2,592
米ドル	269,491	日本円	29,513,697	2017年9月29日	2,013
米ドル	4,475	日本円	492,296	2017年9月29日	14
					(373,074)

注15 - 先物契約

2017年8月31日現在で、ファンドが保有している未決済の先物契約は以下のとおりであった。

通貨	約定数	銘柄	満期日	市場価格 （米ドル）	未実現利益（損失） （米ドル）
ロング・ポジション（買持高）					
米ドル	2	10年 FUT US NOTE 6 %	2017年12月	253,813	577
米ドル	4	2年 FUT US NOTE 6 %	2017年12月	865,312	86
米ドル	11	30年 FUT US ULTRA BOND 6 %	2017年12月	1,856,250	7,045
米ドル	44	5年 FUT US NOTE 6 %	2017年12月	5,213,313	(101)
				8,188,688	7,607
ショート・ポジション（売持高）					
米ドル	(2)	20年 FUT US LONG BD 6 %	2017年12月	(311,938)	(2,025)
米ドル	(21)	90日 FUT EURODOLLAR	2018年12月	(5,164,688)	(14,399)
				(5,476,626)	(16,424)
					(8,817)

注16 - クレジット・デフォルト・スワップ契約

2017年8月31日現在で、ファンドが保有している未決済のクレジット・デフォルト・スワップ契約は以下のとおりであった。

通貨	額面価額	銘柄	満期日	未実現（損失） （米ドル）
プロテクションの買いポジション				
米ドル	3,000,000	CDS CHINA 100BP 1 % 20/12/19	2019年12月20日	(50,547)
米ドル	3,220,000	5年 CDS REP CHINA 100BP 1 % 20/06/21	2021年6月20日	(66,942)
				(117,489)
				(117,489)

（２）【投資有価証券明細表等】

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

投資有価証券明細表

2017年 8 月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
アルゼンチン					
その他債券					
米ドル	1,460,000	REP OF ARGENTINA 2.5% 31/12/38	983,675	1,023,460	1.34
			983,675	1,023,460	1.34
固定利付債					
米ドル	1,710,000	CABLEVISION SA 6.5% 15/06/21	1,767,331	1,825,733	2.38
			1,767,331	1,825,733	2.38
		アルゼンチン合計	2,751,006	2,849,193	3.72
オーストリア					
固定利付債					
米ドル	600,000	BRF GMBH 4.35% 29/09/26	535,170	585,762	0.76
			535,170	585,762	0.76
		オーストリア合計	535,170	585,762	0.76
バングラデシュ					
固定利付債					
米ドル	570,000	BANGLALINK DIG 8.625% 6/05/19	564,346	595,023	0.78
			564,346	595,023	0.78
		バングラデシュ合計	564,346	595,023	0.78
バミューダ					
固定利付債					
米ドル	1,220,000	DIGICEL GROUP 8.25% 30/09/20	1,258,687	1,162,696	1.52
米ドル	490,000	KOSMOS ENERGY 7.875% 01/08/21	434,875	504,700	0.66
米ドル	250,000	DIGICEL LTD 6.75% 01/03/23	245,625	239,688	0.31
米ドル	210,000	KOSMOS ENERGY 7.875% 01/08/21	208,950	216,300	0.28
米ドル	220,000	DIGICEL LTD 6% 15/04/21	199,375	211,618	0.28
米ドル	220,000	DIGICEL GP LTD 7.125% 01/04/22	207,350	193,426	0.25
			2,554,862	2,528,428	3.30
		バミューダ合計	2,554,862	2,528,428	3.30

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ブラジル					
固定利付債					
米ドル	200,000	SAMARCO MINERA 4.125% 01/11/22	133,500	118,500	0.16
米ドル	200,000	SAMARCO MINERACAO 5.375% 26/09/24	134,500	118,000	0.15
			268,000	236,500	0.31
		ブラジル合計	268,000	236,500	0.31
英領ヴァージン諸島					
固定利付債					
米ドル	1,060,000	CNTL AMR BOTTLING 5.75% 31/01/27	1,050,089	1,123,600	1.47
			1,050,089	1,123,600	1.47
		英領ヴァージン諸島合計	1,050,089	1,123,600	1.47
カナダ					
固定利付債					
米ドル	610,000	HARVEST OPER 6.875% 01/10/17	562,675	608,475	0.80
米ドル	500,000	FIRST QUANTUM MIN 7.25% 01/04/23	500,000	508,750	0.66
米ドル	290,000	FIRST QUANTUM MIN 7.5% 01/04/25	290,000	297,250	0.39
			1,352,675	1,414,475	1.85
		カナダ合計	1,352,675	1,414,475	1.85
ケイマン諸島					
変動利付債					
米ドル	940,000	BANCO BRASIL CAY FRN 29/12/49	796,525	993,805	1.30
米ドル	670,000	BANCO DO BRASIL VR 29/12/49	508,122	585,078	0.76
米ドル	380,000	MAF GLOBAL SECS FRN 29/12/49	380,000	391,210	0.51
			1,684,647	1,970,093	2.57
P I K証券					
米ドル	586,765	ENERGY RES PIK 0% 29/12/49	197,925	236,906	0.31
			197,925	236,906	0.31
固定利付債					
米ドル	1,480,000	COMCEL TRUST 6.875% 06/02/24	1,486,251	1,575,091	2.07
米ドル	1,080,000	CHINA RES CEM 2.125% 05/10/17	1,085,202	1,080,022	1.41
米ドル	832,000	AGROMERCANTIL 6.25% 10/04/19	842,743	861,519	1.12
米ドル	496,000	KAISA GROUP 9.3750% 30/06/24	468,725	502,652	0.66
米ドル	480,000	CHINA EVERGRANDE GRO 8.25% 23/03/22	498,240	499,532	0.65
米ドル	320,000	TRANSPRT DE GAS 5.7% 20/03/22	347,783	329,562	0.43
米ドル	230,000	CHINA EVERGRANDE 8.7500% 28/06/25	230,000	232,069	0.30
米ドル	200,000	CHINA EVERGRANDE 7.5000% 28/06/23	200,000	199,071	0.26
			5,158,944	5,279,518	6.90
		ケイマン諸島合計	7,041,516	7,486,517	9.78

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
チリ					
その他債券					
米ドル	660,000	GNL QUINTERO 4.634% 31/07/29	660,000	686,400	0.90
			660,000	686,400	0.90
固定利付債					
米ドル	1,540,000	SOC QUIMICA Y MIN 3.625% 3/4/23	1,330,650	1,536,149	1.99
米ドル	780,000	EMBOTELL ANDINA 5% 01/10/23	794,568	856,274	1.12
米ドル	815,000	CORPBANCA 3.875% 22/09/19	811,492	840,640	1.10
米ドル	270,000	SOC QUIMICA Y MIN 5.5% 21/04/20	279,045	287,888	0.38
			3,215,755	3,520,951	4.59
		チリ合計	3,875,755	4,207,351	5.49
コロンビア					
変動利付債					
米ドル	350,000	COLOMBIA TELECOM FRN 29/12/49	373,466	373,380	0.49
			373,466	373,380	0.49
固定利付債					
米ドル	1,250,000	BANCO DE BOGOTA 6.25% 12/05/26	1,276,937	1,350,563	1.76
			1,276,937	1,350,563	1.76
		コロンビア合計	1,650,403	1,723,943	2.25
ドミニカ共和国					
その他債券					
米ドル	1,330,000	AEROPUERTOS DOM 6.75% 30/03/29	1,335,876	1,439,725	1.88
			1,335,876	1,439,725	1.88
		ドミニカ共和国合計	1,335,876	1,439,725	1.88
グアテマラ					
固定利付債					
米ドル	1,070,000	ENERGUATE TRUST 5.875% 03/05/27	1,077,259	1,104,775	1.44
			1,077,259	1,104,775	1.44
		グアテマラ合計	1,077,259	1,104,775	1.44
インド					
固定利付債					
米ドル	890,000	NEERG ENERGY LTD 6% 13/02/22	890,000	911,449	1.19
米ドル	450,000	HPCL-MITTAL ENERGY LTD	458,500	468,928	0.61
			1,348,500	1,380,377	1.80
		インド合計	1,348,500	1,380,377	1.80

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
アイルランド					
投資信託					
-	3,756,397	GS USD LIQUID RESERVES FUND CLASS X	3,756,397	3,756,397	4.90
			3,756,397	3,756,397	4.90
		アイルランド合計	3,756,397	3,756,397	4.90
イスラエル					
その他債券					
米ドル	2,096,000	DELEK&AVNER YAM 3.839% 30/12/18	2,099,140	2,132,701	2.78
			2,099,140	2,132,701	2.78
		イスラエル合計	2,099,140	2,132,701	2.78
日本					
変動利付債					
米ドル	290,000	SOFTBANK GROUP CORP FRN 29/12/49	290,000	290,725	0.38
			290,000	290,725	0.38
その他債券					
米ドル	500,000	UNIVERSAL ENT PIK 8.5% 24/08/20	505,024	519,388	0.68
			505,024	519,388	0.68
		日本合計	795,024	810,113	1.06
カザフスタン					
固定利付債					
米ドル	670,000	KAZMUNAIGAZ FIN 9.125% 02/7/18	744,381	706,850	0.92
			744,381	706,850	0.92
		カザフスタン合計	744,381	706,850	0.92
ケニア					
固定利付債					
米ドル	300,000	EAST&SOUTH AFRIC 5.375% 14/03/22	302,220	306,750	0.40
			302,220	306,750	0.40
		ケニア合計	302,220	306,750	0.40
ルクセンブルグ					
変動利付債					
米ドル	460,000	SBERBANK RUSSIA FRN 26/02/24	422,136	470,548	0.61
			422,136	470,548	0.61
固定利付債					
米ドル	850,000	ALTICE FINANCING 7.5% 15/05/26	850,400	925,437	1.21
米ドル	630,000	SEVERSTAL OAO 6.7% 25/10/17	663,863	634,725	0.83
米ドル	408,000	MHP SA 8.25% 02/04/20	351,566	436,560	0.57

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ルクセンブルグ（続き）					
固定利付債（続き）					
米ドル	271,000	TUPY OVERSEAS 6.625% 17/07/24	267,011	281,442	0.37
			2,132,840	2,278,164	2.98
ルクセンブルグ合計			2,554,976	2,748,712	3.59
モーリシャス					
固定利付債					
米ドル	600,000	GREENKO INVEST CO 4.875% 16/08/23	590,850	591,337	0.77
米ドル	530,000	MTN MAURITIUS 6.5% 13/10/26	530,000	564,530	0.74
			1,120,850	1,155,867	1.51
モーリシャス合計			1,120,850	1,155,867	1.51
メキシコ					
変動利付債					
米ドル	590,000	BANCO MERC NORTE FRN 06/10/65	590,000	632,775	0.83
米ドル	320,000	BANCO MERC NORTE FRN 06/10/65	320,000	337,184	0.44
			910,000	969,959	1.27
固定利付債					
米ドル	1,220,000	GRUMA SAB DE CV 4.875% 01/12/24	1,247,591	1,322,175	1.72
米ドル	460,000	PEMEX 6.5% 13/03/27	475,694	512,348	0.67
米ドル	490,000	JB Y CO SA DE CV 3.75% 13/5/25	485,125	497,872	0.65
米ドル	470,000	GRUPO CEMENTO 5.2500% 23/06/24	470,000	481,750	0.63
米ドル	250,000	PETROLEOS MEX 6.5000% 13/03/27	263,718	279,000	0.36
米ドル	40,000	PETROLEOS MEX 6.7500% 21/09/47	39,238	42,648	0.06
			2,981,366	3,135,793	4.09
メキシコ合計			3,891,366	4,105,752	5.36
モンゴル					
変動利付債					
米ドル	1,613,454	ENERGY RES FRN 30/09/22	1,201,619	1,605,387	2.10
			1,201,619	1,605,387	2.10
モンゴル合計			1,201,619	1,605,387	2.10
オランダ					
変動利付債					
米ドル	550,000	ROYAL CAPITAL BV FRN 29/12/49	550,000	577,533	0.75
			550,000	577,533	0.75

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
オランダ（続き）					
その他債券					
米ドル	885,103	METINVEST PIK 31/12/21	850,164	893,354	1.17
米ドル	390,000	MINEJESA CAPI 4.6250% 10/08/30	390,000	398,222	0.52
			1,240,164	1,291,576	1.69
固定利付債					
米ドル	2,250,000	PETROBRAS GBL FIN 8.375% 23/05/21	2,378,176	2,551,500	3.33
米ドル	1,100,000	PETROBRAS GBL FIN 6.125% 17/01/22	1,100,000	1,163,800	1.52
米ドル	440,000	GREENKO DUTCH 5.2500% 24/07/24	440,000	442,200	0.58
米ドル	330,000	PETROBRAS GBL FIN 7.375% 17/01/27	356,904	363,165	0.47
米ドル	20,000	PETROBRAS GL FIN 4.375% 20/05/23	13,015	19,540	0.03
			4,288,095	4,540,205	5.93
		オランダ合計	6,078,259	6,409,314	8.37
ナイジェリア					
固定利付債					
米ドル	300,000	AFRICA FIN CORP 3.875% 13/04/24	297,729	300,300	0.39
米ドル	230,000	ZENITH BANK PLC 7.375% 30/05/22	232,588	233,887	0.31
			530,317	534,187	0.70
		ナイジェリア合計	530,317	534,187	0.70
パラグアイ					
固定利付債					
米ドル	1,876,000	REGIONAL SAECA 8.125% 24/01/19	1,925,864	1,998,991	2.61
米ドル	1,000,000	TELFON CELUAR 6.75% 13/12/22	1,026,036	1,037,100	1.35
			2,951,900	3,036,091	3.96
		パラグアイ合計	2,951,900	3,036,091	3.96
ペルー					
その他債券					
米ドル	1,980,000	ABENGOA TRANS 6.875% 30/04/43	1,996,112	2,157,395	2.81
米ドル	1,920,000	CORP LINDLEY 6.75% 23/11/21	2,138,533	2,136,000	2.79
米ドル	576,000	CORP LINDLEY 4.625% 12/04/23	582,301	593,280	0.77
			4,716,946	4,886,675	6.37
固定利付債					
米ドル	230,000	SAN MIGUEL IND 7.75% 06/11/20	230,000	241,376	0.32
			230,000	241,376	0.32
		ペルー合計	4,946,946	5,128,051	6.69

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
カタール					
その他債券					
米ドル	510,000	RAS LAFFAN LNG 5.838% 30/09/27	585,862	572,159	0.74
米ドル	1,270,000	RAS LAFFAN LNG 5.298% 30/09/20	530,952	495,837	0.65
米ドル	260,000	RAS LAFFAN LNG 6.332% 30/09/27	307,450	298,220	0.39
			1,424,264	1,366,216	1.78
		カタール合計	1,424,264	1,366,216	1.78
ロシア連邦					
固定利付債					
米ドル	1,010,000	PHOSAGRO BD FDG 3.95% 03/11/21	1,010,000	1,022,625	1.33
			1,010,000	1,022,625	1.33
		ロシア連邦合計	1,010,000	1,022,625	1.33
シンガポール					
変動利付債					
米ドル	400,000	PARKWAY PANTAI FRN 27/01/66	400,000	406,000	0.53
			400,000	406,000	0.53
		シンガポール合計	400,000	406,000	0.53
スリナム					
国債					
米ドル	200,000	REP OF SURINAME 9.25% 26/10/26	200,000	207,538	0.27
			200,000	207,538	0.27
		スリナム合計	200,000	207,538	0.27
タイ					
変動利付債					
米ドル	270,000	PTTEP TREASURY FRN 17/01/66	270,000	275,223	0.36
			270,000	275,223	0.36
		タイ合計	270,000	275,223	0.36
トルコ					
国債					
米ドル	990,000	REP OF TURKEY 7.5% 07/11/19	1,080,981	1,086,188	1.42
			1,080,981	1,086,188	1.42
固定利付債					
米ドル	950,000	GLOBAL LIMAN 8.125% 14/11/21	896,445	994,470	1.30
米ドル	1,000,000	ANADOLU EFES 3.375% 01/11/22	873,418	975,000	1.27
米ドル	500,000	FINANSBANK AS 4.875% 19/05/22	498,355	500,252	0.65
			2,268,218	2,469,722	3.22
		トルコ合計	3,349,199	3,555,910	4.64

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
アラブ首長国連邦					
その他債券					
米ドル	710,000	RUWAIS POWER CO 6% 31/08/36	721,981	830,700	1.08
米ドル	1,700,000	DOLPHIN ENERGY 5.888% 15/06/19	547,386	528,217	0.69
			1,269,367	1,358,917	1.77
固定利付債					
米ドル	1,070,000	DOLPHIN ENERGY 5.5% 15/12/21	1,229,711	1,177,888	1.54
			1,229,711	1,177,888	1.54
		アラブ首長国連邦合計	2,499,078	2,536,805	3.31
イギリス					
固定利付債					
米ドル	580,000	GAZ CAPITAL 9.25% 23/04/19	669,120	637,794	0.83
米ドル	490,000	TULLOW OIL 6.25% 15/04/22	421,288	458,699	0.60
米ドル	340,000	PETRA DIAMONDS 7.25% 01/05/22	339,976	352,750	0.46
			1,430,384	1,449,243	1.89
		イギリス合計	1,430,384	1,449,243	1.89
アメリカ合衆国					
変動利付債					
米ドル	270,000	HANJIN INTL FRN 30/10/17	269,964	270,479	0.35
			269,964	270,479	0.35
固定利付債					
米ドル	420,000	ROLTA AMERICA 8.8750% 24/07/19	71,663	68,796	0.09
			71,663	68,796	0.09
		アメリカ合衆国合計	341,627	339,275	0.44
ベネズエラ					
その他債券					
米ドル	4,760,000	PETROLEOS DE VENEZ 6% 28/10/22	1,475,600	1,271,967	1.66
			1,475,600	1,271,967	1.66
		ベネズエラ合計	1,475,600	1,271,967	1.66
ベトナム					
固定利付債					
米ドル	1,000,000	DEBT & ASSET 1% 10/10/25	535,516	645,000	0.84
			535,516	645,000	0.84
		ベトナム合計	535,516	645,000	0.84
投資有価証券合計			69,314,520	72,187,643	94.22

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

2017年9月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約6,643万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、2017年9月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝132.85円）によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルにファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2017年9月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約554億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	30	305,675,296.60 米ドル
		1	125,738,325.41 トルコリラ
		2	2,781,904.69 ユーロ
		16	2,894,165,449 円
		24	155,087,292.72 豪ドル

（３）【その他】

本書提出前6か月以内において管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2017年9月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.85円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2017年３月31日現在

（単位：ユーロ）

		2017年 3 月31日		2016年 3 月31日	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融資産					
関連会社株式	5	600,000	79,710	600,000	79,710
長期保有目的投資有価証券	5	3,212	427	3,096	411
		603,212	80,137	603,096	80,121
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1 年以内に期限が到来		2,227,918	295,979	1,992,630	264,721
銀行預金および手許現金	9	1,631,237	216,710	3,488,629	463,464
		3,859,155	512,689	5,481,259	728,185
資産合計					
		4,462,367	592,825	6,084,355	808,307
資本、準備金および負債					
資本および準備金					
株式資本	3	500,000	66,425	500,000	66,425
繰越損益	4	1,446,356	192,148	1,250,103	166,076
当期損益	4	384,601	51,094	196,252	26,072
		2,330,957	309,668	1,946,355	258,573
債務					
買掛金					
a) 1 年以内に期限が到来	7	69,910	9,288	35,000	4,650
関連会社に対する債務					
a) 1 年以内に期限が到来	7 , 9	2,061,500	273,870	4,103,000	545,084
		2,131,410	283,158	4,138,000	549,733
資本、準備金および負債合計					
		4,462,367	592,825	6,084,355	808,307

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

（２）【損益の状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
損益計算書

2017年３月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注記	2017年３月31日		2016年３月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
１から５．総損益	10	425,755	56,562	196,528	26,109
11．その他の未収利息および類似の収益					
b) その他の利息および類似の収益		113,201	15,039	15,592	2,071
13．金融資産および流動資産として保有される投資有価証券に係る評価額調整	5	(8)	(1)	-	-
14．未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	9	(21,014)	(2,792)	(9,490)	(1,261)
b) その他の利息および類似の費用	5	(133,333)	(17,713)	(6,378)	(847)
16．税引後損益		384,601	51,094	196,252	26,072
18．当期損益		384,601	51,094	196,252	26,072

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

財務諸表注記

2017年3月31日現在

1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「当社」という。）は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社である。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登記上の事務所を有する持株会社であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー（以下、「親会社」という。）の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1にて入手可能である。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登記上の事務所を有する持株会社である野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および運用サービスを提供し、それによって受託および運用報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針

作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書に計上される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

前年度の再分類

2016年3月31日現在の比較数値は、適切な比較を可能にするために再分類されている。再分類は事業年度の利益に影響しない。

3. 株式資本

発行済みで全額払込済みの株式資本は、1株当たり額面10ユーロの記名株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4. 繰越損益

	(ユーロ)
2015年3月31日現在残高	770,001
前期利益	480,102
宣言された配当	-
2016年3月31日現在残高	1,250,103
2016年3月31日現在残高	1,250,103
前期利益	196,252
宣言された配当	-
2017年3月31日現在残高	1,446,356

5. 金融資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価（ユーロ）	2017年3月31日現在の純資産（ユーロ）
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	2,088,971

長期保有目的投資有価証券

長期保有目的投資有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。

長期保有目的投資有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2017年3月31日 (ユーロ)
取得原価：	
期首現在	3,287
期中の取得	80
期中の売却	(18)
期末現在	3,349
価格調整：	
期首現在	-
当期価格調整	(8)
期末現在	(8)
為替の影響(*)	(129)
期末の正味価値	3,212
期末の市場価値	3,409

(*) 当該金額は、損益計算書の「その他の未払利息および類似の費用」の項目に含まれている。

6. 租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2018年4月14日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはかかる税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7. 債務

2017年3月31日現在、債務は、監査費用65,000ユーロ、2015年1月12日および2016年9月28日付けで当社とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの間で締結された2つの契約に基づくグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーに対する未払報酬23,500ユーロ、その他の未払金4,910ユーロならびに2014年3月31日付けで当社とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する未払報酬2,038,000ユーロで構成される。提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

2016年3月31日現在、債務は、監査費用30,368ユーロ、上記記載の枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する未払報酬4,103,000ユーロ、およびその他の未払金4,632ユーロで構成されていた。

8. 従業員

当社は、2017年3月31日および2016年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

9. 関連会社間取引

当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（ルクセンブルグにおいて設立）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2017年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに開設した当座勘定に係る借入利息21,014ユーロ（2016年：9,490ユーロ）を支払った。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

さらに、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーおよびグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーより当社に対して報酬が請求される（上述の注記7を参照のこと。）。

10. 総損益

2017年3月31日および2016年3月31日現在、以下のとおり分析される。

	2017年3月31日 (ユーロ)	2016年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	9,862,059	10,088,871
その他の外部費用	(9,436,304)	(9,892,343)
	425,755	196,528

2017年3月31日現在、その他の外部費用は、当社とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する未払年間報酬8,950,000ユーロ（2016年3月31日：9,611,000ユーロ）および合計486,304ユーロのその他の報酬（2016年3月31日：281,343ユーロ）で主に構成されている。

11. 運用資産

運用資産は、当社が受益者として保有するものではなく、投資運用責任を有する資産であるため、貸借対照表には含まれていない。2017年3月31日現在における当該資産残高は約40,899百万ユーロ（2016年：38,823百万ユーロ）である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance Sheet at March 31, 2017
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2017	March 31, 2016
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Investments held as fixed assets	5	<u>3,212</u>	<u>3,096</u>
		603,212	603,096
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		2,227,918	1,992,630
Cash at bank and in hand	9	<u>1,631,237</u>	<u>3,488,629</u>
		3,859,155	5,481,259
TOTAL (ASSETS)		<u>4,462,367</u>	<u>6,084,355</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit or loss brought forward	4	1,446,356	1,250,103
Profit or loss for the financial year	4	<u>384,601</u>	<u>196,252</u>
		2,330,957	1,946,355
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	69,910	35,000
Amounts owed to affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	7, 9	<u>2,061,500</u>	<u>4,103,000</u>
		2,131,410	4,138,000
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>4,462,367</u>	<u>6,084,355</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and loss account
for the year ended March 31, 2017
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2017	March 31, 2016
1. to 5. Gross profit or loss	10	425,755	196,528
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		113,201	15,592
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	5	(8)	---
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(21,014)	(9,490)
b) other interest and similar expenses	5	(133,333)	(6,378)
16. Profit or loss after taxation		384,601	196,252
18. Profit or loss for the financial year		<u>384,601</u>	<u>196,252</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

**Notes to the financial statements
As at March 31, 2017****Note 1 – General**

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-9-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 – Summary of significant accounting policiesBasis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
 As at March 31, 2017

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income are recorded on an accruals basis.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Reclassification of prior year figures

Comparative figures as of March 31, 2016 have been reclassified to allow proper comparison. Reclassifications made have no impact on the profit for the financial year.

Note 3 – Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Profit or loss brought forward

Balance as at March 31, 2015	770,001
Previous year's profit	480,102
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2016	1,250,103
Balance as at March 31, 2016	1,250,103
Previous year's profit	196,252
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2017	1,446,356

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
 As at March 31, 2017

Note 5 – Financial assets

Financial fixed assets consist of :

Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Net Equity March 31, 2017 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	2,088,971

Investments held as fixed assets

Investments held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	March 31, 2017 EUR
Acquisition cost	
at the beginning of the year	3,287
acquisitions during the year	80
disposals during the year	(18)
at the end of the year	3,349
Value adjustments	
at the beginning of the year	---
Value adjustments for the year	(8)
at the end of the year	(8)
Foreign exchange impact (*)	(129)
Net value at the end of the year	3,212
Market value at the end of the year	3,409

(*) This amount is included in the caption "Other interest payable and similar expenses" of the profit and loss account.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2017**Note 6 – Taxation**

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until April 14, 2018. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 – Creditors

As at March 31, 2017, they consist of audit fees for an amount of EUR 65,000, fees payable to Global Funds Management S.A. for an amount of EUR 23,500 following two agreements signed between the two entities on January 12, 2015 and September 28, 2016, other payable for an amount of EUR 4,910 and the fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,038,000 following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014. The services provided include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

As at March 31, 2016, they consisted of audit fees for an amount of EUR 30,368, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 4,103,000 following the same framework agreement mentioned above and other payable for an amount of EUR 4,632.

Note 8 – Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2017 and March 31, 2016.

Note 9 – Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended 31 March 2017, the Company paid debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 21,014 (2016: EUR 9,490). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. and Global Funds Management S.A. (cf. Note 7 above).

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2017

Note 10 – Gross profit and loss

As at March 31, 2017 and 2016, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2017 EUR	March 31, 2016 EUR
Management fees	9,862,059	10,088,871
Other external charges	(9,436,304)	(9,892,343)
	<u>425,755</u>	<u>196,528</u>

As at March 31, 2017, Other external charges consist mainly of annual fees due to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 8,950,000 following a framework agreement signed between the two entities (March 31, 2016: EUR 9,611,000) and other fees for a total amount of EUR 486,304 (March 31, 2016: EUR 281,343).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 40,899 million as at March 31, 2017 (2016: EUR 38,823 million).

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
取締役会 御中

財務諸表の監査報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「貴社」という。）の2017年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される、財務諸表について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務諸表は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、貴社の2017年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローについてすべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下、「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務諸表の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下、「I E S B A 規定」という。）に従って貴社から独立した立場にあり、我々はI E S B A 規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

経営陣は、運営および管理事務情報で構成されるその他の情報に関して責任を負う。

財務諸表に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務諸表の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務諸表または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営陣および取締役会の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務諸表の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務諸表を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成において、経営陣は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣が貴社の清算または運営の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

取締役会は、貴社の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務諸表の監査に関する監査人の責任

当報告書は、取締役会のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で述べることが求められている事項を取締役に述べるために引き受けており、それ以外の目的はない。法の許す最大限の範囲で、我々は、我々の監査業務に関して、当報告書に関して、または我々が形成する意見に関して、貴社および取締役会以外に誰に対しても責任を引受けずまた負わない。

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独または全体として、当該財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- 貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務諸表における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容について、また、財務諸表が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は取締役会に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2017年6月23日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Trust Company (the Company) which comprise the balance sheet as at March 31, 2017, and the profit and loss account for the year then ended and the summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at March 31, 2017 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

Other information consists of Management and Administration information. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management and the Board of Directors for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Board of Directors is responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

This report is made solely to the Board of Directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Board of Directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Board of Directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if,

individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Board of Directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

June 23, 2017

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。